

(趣旨)

第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第4条第6項の規定による同意(法第5条第1項の同意を含む。)を得た法第4条第1項の基本計画(以下「同意基本計画」という。)において定められた同条第2項第1号の促進区域(以下「地域経済牽引事業促進区域」という。)内において、法第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画(法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。)に従って地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第2条の対象施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者に対する固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および省令において使用する用語の例による。

(課税免除)

第3条 町長は、地域経済牽引事業促進区域内において、同意基本計画の計画期間内に承認地域経済牽引事業計画に従って対象施設を設置した事業者について、当該対象施設の用に供する家屋もしくは構築物(当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。)またはこれらの敷地である土地(同意基本計画の同意日以降に取得したものに限り、かつ、土地についてはその取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋または構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税について、最初に課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除するものとする。

(課税免除の申請)

第4条 前条に規定する課税免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 町長は、第3条の規定により課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による課税免除の要件を欠くことが明らかとなったとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為があったとき。

(課税免除の承継)

第6条 合併、会社分割等により第3条の規定による課税免除の適用を受ける承認地域経済牽引事業者に変更が生じたときは、対象施設が引き続き当該事業の用に供されているときに限り、当該事業の承継者の届出により、同条に規定する固定資産税の課税免除をその承継者に対して行うことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。